

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

退職トラブルへの対応

蒸発社員の対応について考える。

まず、蒸発社員の企業側の対応について行政通達では、次のように書かれています。

寮から荷物をまとめて蒸発したような場合には、当該会社で働く意思のないことを態度で示したものと、黙示の退職の意思表示として取り扱ってもよい。とあります。

(昭和 23 年 3 月 31 日 基発 513 号より)

次に、

単に蒸発して行方不明になった場合をかんがえます。

会社側は、無断欠勤などを理由に解雇を考えるでしょう。

しかしながら、解雇の場合、その意思表示が相手方に到達しないと効力は発生しません。

そこで、相手が行方不明なのだから、意思表示の送達のためには民法第 98 条に定める公示による意思表示が必要で、簡易裁判所に公示送達の申立てをしなければなりません。

従業員が住んでいたところの裁判所(管轄)に申し出て、裁判所の掲示板と市町村役場の掲示板に会社側の意思表示を掲示してもらいます。

市町村役場に掲示されてから 2 週間経過後に効力が発生します。

ここで、民法の条文を見てみますと、

民法 第 98 条(公示による意思表示)

- 1 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることができる。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも 1 回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

と書かれています。

参考 簡易裁判所宛で「意思表示の公示送達申立書」を申立人 ○○会社 を作成する。

手数料として 1000 円の収入印紙と市町村役場への文書発送のために切手代 522 円×2

証拠・証明資料(行方不明を証明するもの。近隣住民の証明、電気メーター、新聞受けの状況、住民票の写し等)、会社の登記簿謄本、解雇通知書の原本と写しなどの提出が必要になってきます。

つぎに、就業規則に行方不明の記載がある場合を考えます。その場合は、自然退職制度という用語

の導入を考えます。

「行方不明による欠勤が60日におよびなお所在不明の時はその翌日をもって自然退職とする」等の就業規則に定めて処理することが有効となる。

ただ期間の60日や90日等が問題になる場合があるが、このことについては、東京地裁判決昭和30.9.22の電機学園事件で、60日や90日は、一定期間ということが合理性をもつとみなされました。

では、就業規則等で自然退職の規定がない場合はどうするか。

まず、従業員の親または保証人のお宅に行き以下のことを告げることが大切です。

- ①相手側に、会社として、社会保険の従業員分も負担していることを理解してもらう。
- ②平成 年 月 日から当社としてはAさんに連絡を取っているが連絡が取れない状態である。(具体的に、何回ぐらい連絡をしたかを、相手に伝える。)
- ③Aさんの欠勤が〇〇日に達している。
- ④現状のままにしておくことができないので、退職の手続きを行わせていただきたいと思います。
- ⑤今回、Aさんの退職届を持参しましたので、家族方または保証人の方にAさんの名前と家族・保証人の名前と捺印をお願いしたいと思います。(退職届にする。使用者に到達した時点で、解雇告知としての効力が生じ、撤回が不可である。)
- ⑥ 保証人に連絡をする。一般に2名いると思われる。
- ⑦以下のような退職届を作成して、直接、親又は保証人に退職届を渡し、従業員と親又は保証人の名前を記載してから、捺印をしてもらう。
- ⑧退職金または、慰労金が出るかを検討する。

平成 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇様

従業員の名前 ⑩

親・保証人の名前 ⑩

退 職 届

このたび、一身上の都合により来る平成〇年〇月〇日をもって退職いたします。